

別紙Ⅲ-1 必要諸室及び仕様

赤字は実施方針等公表からの修正箇所

所管 (管理区分)	必要諸室 (名称)	室数・席数など	個室	室面積		面積合計	職員数	設置階	動線・配置計画に 関する留意事項	その他特記事項	災害時の機能の維持	建築				設備							主要な什器・備品等 本事業で設置								
				m ²	程度 or 以上							O A フロア	天井高 mm	ドア形状 記載	遮音性能 有無	非常用 コンセ ン	(多機能機 電話)	(一般器 電話)	TV接続端子 有無	構内LAN 有無	電気時計 有無	緊急通報装置 有無		洗面化粧台 手洗い・ 有無	流し台 有無						
																										有無	有無	有無	有無	有無	有無
共用部	1人用個室	10	○	2	程度	20		2階以上	各階に2室程度								○														
	4人用個室	10	○	4	程度	40		2階以上	各階に2室程度								○											モニター			
	8人用個室	10	○	10	程度	100		2階以上	各階に2室程度								○											モニター			
	小会議室	5	○	30	程度	150		2階以上	各階に2室程度			○		○		○	○											モニター			
	中会議室	4	○	60	程度	240		2階以上	各階に2室程度			○		○		○	○											モニター			
	WC		○	適宜	-	-		各階				○							○	○											
	湯沸室		○	適宜	-	-		各階																				○			
	機械室		○	適宜	-	-		各階				○																			
	エレベーターホール			適宜	-	-		各階		ポスター等の掲示場																					
	シャワー室	4	○	5	程度	20		適宜				○																			
	休憩室	4	○	30	程度	120		適宜		小上がり、男女2室×2													○								
	授乳室	1	○	適宜	-	-		低層階				○													○				ベビーベッド		
	防災センター	1	○	30	程度	30		適宜				○					○														
	倉庫	適宜	○	適宜				適宜																							
	現場作業員倉庫	1	○	100	程度	100		1階	出入口(内部・外部)を2箇所設置	長靴、雨具、防寒具、ヘルメット等																					
	中会議室	1	○	60	程度	60		1階						○	○		○	○											モニター		
	入札室(共用)	1	○	60	程度	60		1階						○	○		○	○													
	職員組合事務室	1	○	25	程度	25		1階							○																
	更衣室	適宜	○	350	程度	350		1階														○									
	水産作業室	1	○	40	程度	40		1階	出入口(内部・外部)を2箇所設置																○						
	動物抑留室・動物愛護車庫	1	○	50	程度	50		1階	庁舎出入口から離れた配置とする	動物抑留室は空調を行う																		○			
	庁舎管理用倉庫	2	○	30	程度	60		1階	出入口(内部・外部)を2箇所設置	空調は行わない																					
	県庁生協売店	1	○	30	程度	30		1階								○															
	県庁生協事務室	1	○	25	程度	25		1階							○																
	災害備蓄倉庫	1	○	40	程度	40		適宜				○																			
	受付・案内室	1	○	適宜				1階	出入口からわかりやすい配置とする												○										
	清掃員室	1	○	10	程度	10		1階															○								
	清掃用具庫	1	○	20	程度	20		1階		空調は行わない																					
エントランスホール	1		適宜				1階																								
県民ホール(待合)	1		適宜				1階		ポスター等の掲示場																						

◎ 「室面積」欄に数値を示す諸室について

1)【程度】は記載の±5%以内の面積とする。

2)【適宜】は設計水準・その他欄に記載の機器・什器・備品の配置が可能で内部通路スペースの確保など運用に支障のない面積とする。

3)天井高さは示した数値以上とする。

◎ 「設置階」欄に示す低層階には1階を含みません。